

パブリックコメント募集結果（案）

精米の日本農林規格の制定

1 制定案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R3. 6. 17～7. 16）

(1) 受付件数 4 件（3 者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R3. 4. 15～6. 14）

受付件数 なし

(別紙)

精米の日本農林規格の制定案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する
考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
3 用語及び定義		
玄米表面にあるロウ層等を除去した玄米は、定義における「3.1 玄米」と「3.2 精米」のどちらに入るのか。	1	本規格では、もみからもみ殻を取り除いて調製したものは玄米、玄米からさらにぬか層と胚芽の全部又は一部を除いたものは精米と定義しています。玄米表面にあるロウ層等を除去したもので、ぬか層と胚芽が取り除かれていないのであれば、玄米に該当します。
4 品質		
玄米は炊飯米になったときの食味が最適になる精白度（最適精白度）が求められるが、とう精度計が一般化されていない今日では、代わりに玄米の白度（18～22）に20を加えた白度（38～42）でとう精されていることから、過とう精な精米が出回っている。制定案では、白度の基準が39度以上と規定されており、過とう精を助長することが危惧される。 このことから、白度38に誤差幅を考慮した白度37.5にしてほしい。	1	白度は、精米の見た目や白さ、ツヤに直結するものであり、取引先でも重視されている指標として設定した項目であり、とう精度の指標として設定されたものではありません。 また、実際の取引においても、炊飯業者やスーパー等が品質基準として白度39以上で指定されている等の業界の実態を踏まえ、業界基準（精米品位規格、米穀の品質表示ガイドライン等）を参考に、利害関係者等で構成されたプロジェクトチーム（以下「PT」という。）において検討され、設定されたものとなっています。
米の定温貯蔵に関する研究論文にて、含有水分14.5%であれば、カビの発生も非常に少なく、発生しても進行程度が低く変質などが見られないことが明かにされていることから、規格の水分基準を14%±0.5%に変更してほしい。	1	カビの発生は、精米の水分だけでなくその保存状況や保存期間によっても影響を受けるため、15.0%だからといって直ちにカビが生えるというものではありません。また、水分の基準値は、実際の精米データや流通実態、業界

		基準を参考に、PTにおいて検討され、設定されたものとなっています。 なお、水分が低いことによる品質への影響は、他の項目（砕粒、水浸割粒等）で品質が担保されていることから、今回のPTでの議論においては下限値について設定しないとの結論になりました。
砕粒、粉状質粒及び水浸割粒における基準値の設定根拠を明らかにしてほしい。	1	砕粒、粉状質粒及び水浸割粒における基準値は、業界の実態や実際の検査データ、業界基準（精米品位規格、米穀の品質表示ガイドライン等）を踏まえて、PTにおいて検討され、設定されたものとなっています。

＊ その他の意見提出もありましたが、今回の制定案に直接関係のないものでしたので御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

パブリックコメント募集結果（案）

有機藻類の日本農林規格の制定

1 制定案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R3. 6. 17～R3. 7. 16）

(1) 受付件数 19 件（10 者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R3. 5. 20～R3. 7. 19）

受付件数 なし

(別紙)

有機藻類の日本農林規格の制定案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
総論		
本規格の制定に賛成する。 認証の技術的基準の策定や、有機加工食品の日本農林規格の改正、海外への有機藻類の輸出入に係る同等性の締結は、本規格制定後に速やかに行われるのか。	1	本規格の制定にご賛同いただきありがとうございます。 認証の技術的基準については、当該規格の制定に併せて定める予定です。 有機加工食品の日本農林規格の改正と、他国との有機同等性については、有機原材料とする有機藻類の利用状況や事業者等の要望を踏まえ、今後の検討課題と考えています。
有機食品の規格には、安全性とともに4.1や4.2にあるとおり水環境の維持増進や環境負荷の低減、生態系の維持も求められるが、本規格の制定案に含められている陸上養殖はそれらの環境的側面においてむしろ悪影響を及ぼすものであり、有機の考えにそぐわないと考える。 そのため、本規格の対象に陸上養殖を含めるのは適切ではないと考える。	1	陸上養殖は、外部と隔離された閉鎖系で行われる養殖であり、栄養素となる資材を使用し、養殖が行われることが想定されます。栄養素を含む排水により、水質汚濁の一つである富栄養化を防ぐため、本規格では5.6.2において、流出水の栄養素の濃度水準を流入水の水準と同等としており、水環境の維持増進や環境負荷の低減、生態系の保全に貢献するよう規定しております。 従いまして、本規格を取得する事業者が増えることにより、水環境の維持増進が図られるものと考えます。
ゲノム編集技術の取り扱いについて説明してほしい。ゲノム編集技術の利用を禁止すべきと考える。	3	有機農産物等の日本農林規格におけるゲノム編集技術の取扱いについては、日本農林規格調査会において、ゲノム編集技術を種苗等に使用できない

		よう規定する方向性とされた上で、登録認証機関が行う具体的な確認方法等の検討が必要であることから、今後のゲノム編集技術を用いたものの生産・流通状況、食品関係法令及び他国における取扱い等を踏まえ、引き続き検討がされているところです。 本規格におけるゲノム編集技術の取扱いについても同様の検討を行う必要があることから、制定後、有機農産物等と併せて日本農林規格調査会において検討を行う予定です。
植物プランクトンの閉鎖水系（例えばプール状の培養設備）での養殖においては、施肥した肥料成分の土壌等の環境への直接影響は限定的であるため、化学的処理が行われた資材を一律に禁止するのではなく、環境への影響の大きい物質に限って使用禁止資材とすることで十分ではないか。	2	本規格では、使用禁止資材（天然物質（化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを含む）を除く資材）の使用を避けることを基本としており、その旨を箇条4の原則に規定しております。 このため、植物プランクトンの閉鎖水系での養殖においても、化学的処理が行われた資材を一律に使用禁止資材としております。
3 用語及び定義		
3.1 藻類		
ミドリムシは含まれるのか。	1	ミドリムシは、単細胞藻類であるため含まれ、本規格の対象となります。
植物プランクトンを含むとされているが、植物プランクトンを培養等により人工的に増殖させるということは、水環境の維持増進に貢献しないため、本規格の対象に植物プランクトンを含めるのは適切でないと考ええる。	1	植物プランクトンを含む陸上養殖においては、外部と隔離された閉鎖系である陸上養殖場で培養・養殖されることがとなりますが、水だけでは藻類を適切に育成できない場合も想定されることから、使用禁止資材以外の栄養素となる資材を使用できることとしています。 しかし、陸上養殖場からの排水に含まれる栄養素によって水質汚濁の原因となり得る富栄養化を防ぐため、流出

		水の栄養素の濃度水準を流入水の水準を超えてはならないとする規定を設けております。このことから、陸上養殖場における養殖にあっても、水環境の維持増進が図られていると考えています。
3. 11 使用禁止資材		
資材という用語は、一般的に漁業の世界では漁獲＝生産であることから、漁具を内包する概念として使用される。 このため、使用禁止資材について、「天然物質（化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを含む。以下同じ。）を除く資材」と「5. 1. 2 藻類の養殖又は採取に使用されるロープ等の漁具は、可能な限り繰り返し使用可能なものでなければならない。」を同時に満たす（天然物質（資材）でありながら繰り返し使用できる）ロープ等を使わなければならないと解釈される可能性があることから、「資材」と「漁具」の定義をそれぞれ記載することが妥当と考える。	1	ご指摘を踏まえて、漁業関係者の誤解が生じないようにするため、漁具は資材に含まれないように制定案を修正します。
4 原則		
4. 1の養殖場における原則の「水環境の維持増進を図る」はどのような意味か。	1	本規格では、適切な養殖密度、適切な採取方法を求めるとともに、防除に関しても物理的な方法をとるなど養殖、採取ともに環境への影響を極力少なくする管理が求められており、水生生物等の保全の上で求められる水質の維持や生物多様性の維持が図られることにより水環境の維持増進への貢献が期待できます。 なお、採取場においても水環境の維持増進を図ることが原則であることが明確でなかったため、そのことが明確になるように制定案を修正します。

5 生産基準		
5.1 一般管理		
コーティング剤が使用されているロープや網、船底保護剤が使用されているボートを使用することはできるか。	1	藻類は使用禁止資材に汚染されないよう管理される必要があります。 ロープや網などに使用するコーティング剤や、ボートに使用する船底保護剤に使用禁止資材が使用されており、溶解することで藻類を汚染する場合には、当該ロープ、網、ボート等は使用することができません。 なお、使用禁止資材が使用されているロープ等から、使用禁止資材が溶出することによる藻類への汚染の懸念がなく、また、使用後に当該ロープ等が物理的に取り除かれるのであれば、当該ロープ等を使用することが可能です。
5.2 養殖場、5.3 採取場		
5.2.1及び5.3.1において、海での養殖・採取の場合、認証対象の水域との「明確な分離」を要求しており、注記に例が示されているものの、定義が明確でないため、登録認証機関によつての判断の幅が大きく出てしまうことが懸念される。 せめて日本における数値的又は思考的目安を設けるべきと考える。	1	5.2.1及び5.3.1で求める、「この規格に適合しない養殖場又は採取場と明確に分離されること」の具体的な判断は、養殖場の置かれている状況により異なると考えられ、使用禁止資材による汚染を防止するための必要な措置、養殖場間の距離、潮流などを総合的に考慮し、判断していくこととなります。
養殖場ごとに環境に悪影響を及ぼすことなく管理できる藻類の最大密度の決め方について、具体的で明確な基準を示しておく必要があると考える。	1	豊富な栄養素を含む川水が流れ込む海域や、潮流が早い海域、生息している水生生物の種類や量など、養殖場ごとに考慮すべき環境が異なると考えられることから、一律な基準を示すことは適切ではないと考えます。 各事業者は、客観的な根拠を基に、設定した数値が妥当であることを説明する必要があります。

		例えば、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画の養殖密度を参考とすることが考えられます。
5.4 養殖場使用する種苗		
5.4.4の一般種苗を使用できる規定については、不要と考える。 ここまで認めてしまうと、化学薬品や化学肥料成分で育成された種苗をほぼ自由に使えるようになってしまい、一般の養殖品と差別化ができず、本規格の存在意義を失ってしまう。 こんぶやわかめのように化学薬品や化学肥料成分を使わずに種苗を育成できる技術がすでに開発されている現在、種苗に関してここまで無制限に認めるべきではない。	1	有機藻類の生産に当たっては、①「この規格に適合する種苗（有機の種苗）」を使用することが原則です。①の種苗が入手困難な場合、②「自然の海域又は水域で採苗した種苗」、②の種苗も入手困難な場合、③「天然物質のみで生産した種苗」、さらに③の種苗も入手困難な場合、④「①～③以外の種苗」と、使用できる種苗を段階的に規定しています。 ①～③の種苗が入手困難な場合とは、例えば、種苗の販売数量が著しく僅少である場合や価格が著しく高い場合などが該当します。これはあくまで例外的な措置として認められていることから、一般種苗を自由に使えることにはなりません。 なお、より分かりやすくするため、①「この規格に適合する種苗（有機の種苗）」について、箇条5（5.4を除く。）に基づき生産された種苗を使用することを明確にするよう制定案を修正します。
5.6 養殖場における栄養塩類の管理		
植物プランクトンの培養では、一般的に硝酸塩、リン酸塩などの栄養塩類や尿素などが使用され、培養方式によっては糖類などの有機物も使用される。 「5.6養殖場における栄養塩類の管理：陸上養殖の場合、天然物質である栄養塩類のみを使用してよい」とあるが、栄養塩以外の使用できる成分についても使用可能成分の	1	5.6.2では、栄養塩類以外の栄養素となる資材についても、天然物質であれば使用できることを想定しておりますので、そのことが明確になるように制定案を修正します。 本規格の制定にあたっては、生産者、販売者、認証事業者等の利害関係者の皆様のご意見を調整するととも

一覧等で明示すべきと考える。 また、本規格の制定にあたり、より詳細な内容と具体的な定義、要求される範囲等を取り決める際に、生産者、関連事業者の既存事業の妨げとならないような配慮をお願いするとともに、直接既存事業者等への丁寧な事前説明と建設的な意見を聞く機会を設けて頂きたい。		に、本パブリックコメントの募集により、広く意見を伺う機会を設けております。
陸上養殖について、「流出水中の栄養塩類の濃度は、流入水の濃度水準を超えてはならない。」という基準は厳しすぎるのではないか。	2	陸上養殖は、外部と隔離された閉鎖系であること、また、水だけでは藻類を適切に育成できない場合も想定されることから、天然物質である栄養素となる資材を使用できることとしています。 ただし、水環境の維持増進を図る必要があることから、栄養素を含む排水による水質汚濁の原因となり得る富栄養化を防ぐために、流出水の栄養素の濃度水準を流入水の水準を超えてはならないとする規定を設けています。
6 表示		
表示に関する基準について、養殖場由来と採取場由来の区別がないが、有機食品を選択する消費者の立場からすれば、養殖場由来か、採取場由来かについて知りたいと考えられるため、これらの区別が分かるような表示にすべきであると考え。	1	養殖場由来の藻類も採取場由来の藻類もいずれも有機藻類に該当するため、本規定で区別しておりませんが、養殖場由来か、採取場由来かを任意で表示することを妨げるものではありません。

パブリックコメント募集結果（案）

素材の日本農林規格の一部改正

1. 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R3. 6. 23～R3. 7. 22）

受付件数 なし

2. 事前意図公告等によるコメント（募集期間：R3. 4. 16～R3. 6. 15）

受付件数 なし

パブリックコメント募集結果（案）

そしゃく配慮食品の日本農林規格の一部改正

1. 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R3. 6. 17～R3. 7. 16）

(1) 受付件数 1件（1者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2. 事前意図公告等によるコメント（募集期間：R3. 4. 16～R3. 6. 15）

受付件数 なし

(別紙)

そしやく配慮食品の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
その他		
今回の改正により、実質的にどこが変わったのか明確にして欲しい。	1	今回の改正は、規格の内容を変えるものではなく、様式について、（ISO様式に合った）JISの様式に合わせた点の変更箇所になります。 その他のJASについても、順次JISの様式に合わせ整理していくところです。